

令和4年第10回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日 時 令和4年7月20日

開会時刻13時33分

閉会時刻15時00分

○場 所 総合防災センター 研修室

○出席委員

委 員 瀬古 良勝      委 員 南出 久仁子

委 員 山崎 玲子      委 員 本田 亘

○欠席委員

教育長 西村 健

○説明員

教育部長	馬野 明
教育部政策監（幼稚園教育担当）	田中 源吾
教育部次長	北脇 康久
教育部次長（学校教育担当）	井上 善之（兼学校教育課長）
教育部次長（幼稚園教育担当）	武内 佳代子
教育部次長（文化財担当）	行俊 勉（兼文化財保護課長）
こども課長	西村 一嘉
学校教育課参事	吉田 享史
ふれあい教育相談センター所長	橋本 すみ江
学校給食センター所長	北村 達夫
生涯学習スポーツ課長	井狩 吉孝
生涯学習スポーツ課参事	菱沼 由美
スポーツ施設管理室長	小山 茂
国スポ障スポ大会推進室主席参事	吉川 一仁
野洲市文化ホール館長	中川 靖
野洲図書館長	宇都宮 香子
歴史民俗博物館副館長	角 建一
人権施策推進課長	山本 隆一
教育総務課長（事務局）	鎌田 征隆
教育総務課職員（事務局）	枝 瑞紀

令和4年第10回野洲市教育委員会定例会

令和4年7月20日

【瀬古委員】 お待たせいたしました。本日西村教育長が都合により欠席ですので、私が本日の進行役を務めさせていただきます。

それでは、これより令和4年第10回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。本日の出席委員は4名で定足数に達していますので、会議は成立しております。

次に日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【瀬古委員】 ご異議なしということで、会期は本日1日限りといたします。

次に日程第2、令和4年第9回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【瀬古委員】 ご異議ないようですので、令和4年第9回野洲市教育委員会定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど南出委員と山崎委員にご署名をお願いします。

次に日程第3、令和4年第10回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、山崎委員と本田委員を指名いたします。

次に日程第4、教育長事務報告について、教育長の1ヶ月間の動向は、教育総務課で作成いただいたものを配布していますのでご確認いただきたいと思います。

次に日程第5、付議事項(1)議案に移ります。議案第44号、野洲市学校運営協議会規則の制定について、事務局より説明をお願いします。菱沼参事。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】 生涯学習スポーツ課、菱沼です。1ページをご覧ください。議案第44号、野洲市学校運営協議会規則の制定について提出いたします。提出理由としましては、新学習指導要領の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校が子どもたちのため、共通のビジョンを設定し地域とともにある学校づくりへの転換を目指していくことが必要です。そのための仕組みとしてコミュニティスクールを導入し、学校運営協議会規則の制定を提案します。

学校運営協議会は、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し地域とともにある学校づくりを実現するための仕組みであり、平成16年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によって制度化されて以降、地域と連携した取り組みを組織的に行えるようになったという成果に関する認識とともに全国に広がっていている状況です。今日、児童生徒の状況に応じてきめ細かい学習支援、生徒指導上の課題への対応、学校安全の確保など学校を取り巻く課題は増々複雑化、困難化しており、こうした課題を解決し子どもたちの生きる力を育むためには、教職員のみならず地域住民や保護者等の適切な支援を得ながら、学校運営の改善を図っていく必要があります。

4ページの付則をご覧ください。2番、野洲市学校運営協議会規則、平成16年野洲市教

育委員会規則第20号の一部を次のように改正します。議案44号関係資料もご覧ください。第5条第1項に、次の但し書きを加えます。「ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校にあたっては、これを置かないことができる。」とします。学校評議員会制度の在り方の変更を述べたものです。校長の求めに応じて、個人的に意見を述べてきた体制から段階的に発展し、子どもたち、地域の未来へ向けて学校、家庭、地域が社会総がかりで当事者意識を持って取り組めるよう、学校運営協議会委員として委嘱する制度です。

移行のメリットは、学校運営の当事者としての意識、共通の目標やビジョンを目指した取り組みが可能、風通しの良い学校運営が可能、PDCAサイクルの確立などが挙げられます。

このため、野洲市教育委員会において、制度の趣旨を踏まえ野洲市学校運営協議会規則を制定し、それぞれの地域や学校の状況に応じた適切な措置を講じる必要があります。これについてご承認いただきますようお願いいたします。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました議案第44号について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは私の方からいくつかお聞きしたいのですが、まず1点目は、第7条で委員の委嘱又は任命となっているのですが、これはどういう意味なのか。委嘱する場合もありますが、任命する場合もあるということなのか。それに関係して、第9条では解任するとなっています。解任というのは任命に対して行うことなので、第9条を見ると任命することが前提になっていると思うのですが、それはどういうことなのか1点目。

それから、付則のところで、施行日が空白になっていますが、提案する段階に空白で良いのかどうか2点目。

それから、付則の2、先ほど説明がありましたけども、野洲市立学校管理運営規則第5条の第1項、但し書きを加えると。私は、同じ規則の一部改正を新たに制定する規則の付則で改正しますということに違和感があります。これで良いのかどうか3点目。この3点について、説明をお願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。1点目の、委嘱又は任命ということですが、使い分けをしております。委嘱につきましては(1)から(3)の保護者や地域住民に対しては委嘱する形でさせていただきますが、任命については、教育委員会内から指名する場合もございますので、そういった場合は任命という形でさせていただきます。と思っております。

それと、付則の施行日が空欄のところですが、この規則制定に向けて文書管理部局と調整の最中でございますので、提案段階では空白にさせていただいておりますが、施行日を入れて今年度中には規則を定めて、施行に持っていきたいと思っておりますので、日付についてはまた入れさせていただきます。

それと、同等の別の規則の一部改正を付則で定めていることですが、学校評議員の定めがされているところについては学校運営協議会を置くことに伴い、学校評議員を置かなくてもいいという明記をさせていただくがためにこの規則内の付則で明記をしたのですが、この形でさせていただきたいということで総務課のほうに相談しましたところ、この明記の

仕方でも問題ないということでしたので、あえてこういう形でさせていただきました。お答えになっているか分かりませんが、以上です。

【瀬古委員】 まず1点目の委嘱又は任命ですが、前にも意見として申し上げましたが、地域や学校関係者の方を教育委員会が任命するというのはどうかと。あくまでも対等な立場でコミュニティスクールを創設するわけなので、対等な立場の人に対して任命というのはいかがでしょうかということです。それについては今説明があったように外部者に対しては委嘱するということで良いかと思うのですが、そうすると第9条は解任しか書いていないので、委嘱する場合は解嘱になるのでそれを加えないといけないと思います。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 おっしゃるとおりだと思います。第7条のように文言を整理している以上、第9条におきましても解任と解嘱を加える必要があるかと思っておりますので、そこは整理をして修正という形でさせていただきたいと思っております。

【瀬古委員】 それから、現時点で施行日は空白のものを提出するというのは違和感を感じます。施行日も決まっていなのに提出するののかという話です。

それから、別の規則を付則で一部改正するというのは、教育委員会からすると規則を変更するなら別途もう一つ議案として挙げるべきではないかなと思います。新たに作る規則で従前からある規則の一部改正をしますということに違和感があります。しかし、総務部の法規と相談した結果、そういうこともできるということですね。仮にできるとしても規則を改正するなら別途、規則を改正するという議案を出すのが望ましいと思いますが、その点、部長さんどうお考えでしょうか。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。瀬古委員のおっしゃるとおり分かりにくいという面がありますし、できると文書法規が言っている別で提案すべきではなかったかと言われると実際のところそうだと思います。もう1点、施行日が入っていないということもありましたので、もう一度見直した方が良いのではないかと考えております。

【瀬古委員】 そうしたら、本日の議案第44号については、もう一度見直して再提出ということでよろしいですか。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 今ご指摘のあったところは見直しまして、再提案させていただきます。

【瀬古委員】 では、この議案については再提案ということにいたします。それでは次に移りたいと思います。

議案第45号、野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

【北村学校給食センター所長】 学校給食センターの北村と申します。議案第45号、野洲市学校給食負担金徴収規則の一部改正について、提案理由としましては、学校給食の還付について該当する要件を緩和するとともに、還付額の計算について見直しを図りたいということで提案をさせていただきます。資料につきましては、別冊の議案書関係資料に新旧対照表がついていますので、こちらをご覧ください。

まず第2条、給食の対象者というところです。今回の改正に伴い文言の整理をさせていただきました。下線を引いている部分が改正の部分でございます。

続きまして、第 8 条です。ここが還付金の計算についてございまして、第 1 項第 1 号の下線部分、「給食を実施しない日が同一月の間に引き続き 5 日を超えた場合」という表現になっています。これは実質 6 日間休まれたということが必要になってきます。これを改正後は「給食を実施しない日が同一月に 5 日以上続いた場合」というふうに改めまして、要件としては 1 日短くなるというふうに改正をしたいと考えております。

それから、第 8 条第 2 項第 1 号になりますが、これが還付金の額を計算しているところになります。「前項第 1 号に掲げる場合」が今申し上げた還付に該当した場合作りになりますが、「第 4 条に掲げる月額から給食を実施した日数に別に定める 1 日当たりの単価を乗じて得た額を控除して得た額」が現状であります。これを「給食を実施しない日に別に定める 1 日当たりの単価を乗じて得た額」を還付額にするというふうに改正したいと考えております。これを分かりやすくしたものがカレンダーで載っているかと思いますが、現行の規則の場合、これは令和 4 年 6 月の中学校の場合です。15 日から 22 日まででバツ印が給食を実施しない日となりまして、バツの日が 6 日間です。このため還付に該当します。その代わり、給食を実施した日マル印が 16 日ございますので、16 日に 1 食当たりの単価、273 円をかけて計算することとなります。ちなみに 1 食当たりの単価と言いますのは、中学校の場合月額 4,300 円を 11 ヶ月にかけて年間の額を出し、行事等で給食を実施しない日を考慮しまして給食実施回数を 173 回と決めて、47,300 円割る 173 回で 273 円を 1 食当たりの単価となるのですが、これを現行の規則でいくと 6 日間休んだとしても給食を実施した日が 16 日ありますので、16 かける 273 で 4,368 円となり月額を超えますので、還付金はなしというのが現状の計算になります。これが変更後になると、給食を実施しなかった日、これは 15 日から 22 日の 6 日間で統一していますが、新しい規則では給食を実施しない日を計算の根拠としていますので、給食を実施しない 6 日間かける 273 円で 1,638 円が還付金額になるというふうに改めたいということが今回の改正の趣旨でございます。

なお、この改正につきましては令和 4 年 8 月 1 日から施行ということで考えています。ただし、第 2 条の文言の訂正については公布の日からとします。また、経過措置としまして、改正後の第 8 条の規定は 8 月 1 日以後に実施する給食に係る負担金徴収から適応することとし、それまでの分については従前のおりとさせていただきます。以上です。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました議案第 45 号について、ご質問等はございませんか。山崎委員。

【山崎委員】 今ご説明いただいた規則に関しては、改正後のほうが保護者にとってもありがたい還付内容でしょうし、還付金の計算も分かりやすいと思います。個人的にはありがたい改正だと思いますが、いろいろな物が相次いで値上がりの状況の中で財源的には大丈夫なのでしょうか。

【瀬古委員】 北村所長。

【北村学校給食センター所長】 財源的には楽ではないです。今も献立を日々見直しつつ、皆さんからいただいている負担金を超えないように調整をしてやっているところでございます。

【瀬古委員】 よろしいですか。

【山崎委員】 ありがとうございます。

【瀬古委員】 他によろしいですか。では私のほうから、単純なことをお聞きしますが、「引き続き5日を超えた」を、「同一月の間に5日以上続いた」に変更すると。要するに変更後は5から変更前は6からと、1日違うわけです。この1日違うということの背景に、今山崎委員からもありましたが、これは負担軽減という意味合いで保護者から要望があったことなのかが1つ。それから、年間の給食実施回数173回は土日もあるし、中体連や遠足等の行事も考慮して決定したということですが、実績としてここ何年かの給食の実施回数がどういう状況なのか教えていただけますか。

【北村学校給食センター所長】 給食の実施日数につきましては、学校によって行事の日程が違ったりするので正確ではありませんが、大体中学校で178回ぐらい、小学校で約180回。幼稚園やこども園になると約190回となります。

【瀬古委員】 分かりました。もう1つ、この改正の背景についてお願いします。改正するのは、保護者からの強い要望があったのかどうか。それとも教育委員会のほうで保護者の状況を配慮して改正しようとなったのか、その辺りをお願いします。

【北村学校給食センター所長】 保護者から要望があったというわけではなく、昨今コロナもあり、給食費を返しているということがございます。その中で、月曜日から金曜日までの5日休んでさらに月日も休むとなると、給食を実施しなかった日を計算するうえで5日のほうが分かりやすいかなということで、要望があつてそうしたということではないです。「5日を超える」という表現よりは「5日連続して」というほうが理解していただけるのではないかとということで、そうさせていただいたということです。

【瀬古委員】 分かりました。では他に質問等はございませんか。ないようですので、これより採決に移ります。

議案第45号、野洲市学校給食負担金徴収規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【瀬古委員】 挙手全員であります。よって、議案第45号は可決されました。それでは次に日程第6、報告事項に移ります。

報告事項①、令和4年第2回野洲市議会定例会議案質疑及び一般質問の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。馬野部長お願いします。

【馬野教育部長】 教育部、馬野です。報告事項①、令和4年第2回野洲市議会定例会議案質疑及び一般質問の内容と答弁の要旨について報告させていただきます。2ページをご覧ください。まず、議案質疑についてはございませんでした。

続いて一般質問の内容と答弁の要旨について説明させていただきます。1人目、公明党の津村議員でございます。大きく2つご質問がありました。1つはヤングケアラー支援強化について、もう1つは環境教育の推進及びカーボンニュートラルの達成に向けた学校施設のZEB化についてでございます。

1点目の①、本市の取り組みについてですが、教育委員会としては去年6月に市内3中学校の2年生を対象にアンケートを実施しました。その結果、90%以上の子どもさんがヤン

グケアラーについて知らないという課題がございました。教育委員会としましては、今後も福祉部局と連携して小中学校の子どもたちの支援をしていくとお答えしました。

次に②、ヤングケアラーの早期発見についてでございます。ヤングケアラーの問題は、子どもたちの生活実態や学校生活の様子を踏まえて判断しなければならないと考えている。そのため、ヤングケアラーの早期発見については市内の見守りが欠かせませんということで、まずは教職員一人一人がヤングケアラーについて正しく理解し、少しでも疑いがあれば報告するといった組織体制の強化が重要と考えているとお答えしました。

次に3ページの2点目の①、ZEB化事業の周知徹底と推進です。小中学校の大規模改修事業だけでなく部分的なZEB化事業も、できるところから取り組む学校を増やしていくことから推進していくということで、今年度三上小学校と野洲中学校の体育館をLED化するための設計を行い、来年度工事を行う計画とお答えさせていただいています。

次に、新誠会、岩井議員でございます。総合体育館横温水プール跡地の病院整備問題についてで、体育館の野外階段の移設についてご質問がございました。

総合体育館の外階段は2階観覧席への来館者の動線や緊急時の避難経路などとして、体育館の運営上重要な機能を持っているということで、教育委員会としましては、外階段については来館者の安全と利用に支障がないよう、地域医療政策課と十分協議を行いたいとお答えしました。

次に4ページ、公明党、木下議員でございます。地方創生臨時交付金の取り扱いについてご質問を受けております。

1点目、学校給食の食材調達の現状と今後の見通しについてです。牛乳や食用油など単価が上昇している食材や調味料もありますが、引き続き予算の範囲内で給食が提供できるよう献立を工夫していきますということです。

2点目、地方創生臨時交付金の活用ということで、現時点では給食費の値上げは考えておりません。そのため、地方創生臨時交付金を活用する考えはないということですけども、今後さらなる食材の単価上昇といった状況によっては積極的に交付金を活用することが必要だとお答えさせていただきました。

次に3点目、地域・地元産の食材採用について、米は100%野洲市産を使用しています。野菜については13品目を市内から調達しているということでございます。今後も可能な限り地元産の食材を使用していきたいとお答えしました。

次に新誠会、益川議員でございます。大きく2つ、野洲駅南口周辺整備についてと市立野洲病院整備事業について質問を受けました。

1点目の①、文化3施設の集約化の検討におけるさざなみホール集約案の理由についてでございます。「野洲市公共施設のあり方」で集約することが示されていることや「行財政改革推進プラン」で1施設に集約することを踏まえて、検討を進めているということです。さざなみホールへの集約案についても、今後の財政負担面と文化・芸術の振興を総合的に評価し作成したものとお答えしました。

次に2点目の①、駐車場の認識についてです。駐車場については中体連や高体連等の大きな大会開催日には満車になる日があることと、特に病院の診療と重なる平日の大会日に

は台数不足が生じ、双方に影響があるのではないかと懸念しておりますということです。

次に暮らしと自治を考える会、田中議員です。小中学校、幼稚園におけるマスクの着用についてでございます。少し詳しく説明しますと、マスクは必要に応じてするもの、どんどん外していきましょうという考えの元、質問をされています。

1点目、情報の共有の仕組みについてですが、国が出す情報についてはその都度、こども課から各園に、学校教育課から各校へ通知していることと、園長会、校長会、教頭会などで情報共有をしたり、保護者へは園や学校を通じてお便り、一斉メール、ホームページなどで周知を行っているということです。

2点目、子どもの認識や情報更新の仕組みですが、学校ではマスク着用についての考え方や外したほうが良い場面については、その都度子どもたちに説明をしているということでございます。

次に6ページの3点目、各校の課題認識や対策状況についてですが、熱中症予防のためにマスクを外すよう指導していても、外さない児童生徒が多くいるのが現状です。外したほうが良い場面では担任が積極的な声かけをしているとお答えしました。

次に4点目、教育委員会としての取り組みということで、まずはマスクを外すよう、具体的な場면을想定して学校に通知をしているということと、教職員のマスク着用についても児童生徒と同様に熱中症対策を優先することを通知しています。

次に5点目、課題のある指導についてです。具体的な内容ですが、マスクをしないなら会話をしないようにとか、マスクを外すなら別室に行くなどの指導があるのかということで、こういった指導があったならば人権上問題があるということで、このような指導があったということは確認をしておりますということです。

6点目、黙食についてでございます。文部科学省の管理衛生マニュアルを基に対応を継続していき、これからも感染状況を見て判断し、給食の黙食に限らずコロナの対応は随時変更してまいりますとお答えしました。

7点目、分かりやすい資料の活用ということで、マスク着用についての資料について質問をされています。滋賀県の資料と共にこれらの資料はすでに学校に送付し、校内掲示に活用しているということです。

8点目、学校運営の気概についてということで、常に子どもの成長や健康、何よりも命を第一に考えて学校運営をすることが最優先されるべきとお答えしました。

次に7ページ、日本共産党の小菅議員でございます。野洲市文化ホール3施設の集約化についてご質問いただいております。

1点目、集約化の方向明示から検討書作成までの団体への協議で、文化ホール3施設の集約の検討は、この間どの団体とも協議を行わず教育委員会内部で検討を進めてきたということでございます。

2点目、さざなみホールへの集約による利用と考えるについて、3施設が1つになりますのでこれまでと同様の利用はできませんが、施設の特徴や規模に合った形での開催や開催期間を分散化することにより、ご利用いただくことが可能というお答えをさせていただきました。



3点目、民主的な議論の必要性について、市民説明会を去る6月12日を含め2回開催するとともに、関係団体をはじめとする多くの方のご意見を頂戴することで民主的な議論を行いたいとお答えさせていただきました。

次に8ページ、創政会、山崎議員でございます。大きく3つあります。余熱利用施設整備運営事業について、サンネスのプール利用料金、小学校のサンネス利用についてでございます。

1点目の①、事業契約の期間・金額ということで、期間は約24年間となっており、契約金額は25億2,338万3,761円です。

②の契約金額の見直しについては、毎年行っているというお答えをさせていただいております。

③の年度別の支払い金額について、以下の金額をお答えしております。

④PFI株式会社を構成する事業体についてということで、6社が関わっているということです。

⑤担当部署との会議について、毎月定例会を開催し、そこで意見を交わしているということです。

次に2点目の①、利用料金についての意見ということで、料金については意見をいただいております。大半は高齢の方ということでございます。

②の他市町温水プールの料金について、以下の表のとおり回答をさせていただいております。

③料金設定の変更について、事業主に値下げや利用形態の変更を要望していますが実現には至っていないということで、今後とも協議を継続していくというお答えをさせていただいております。

④市民や利用者の声をどのようにサンネスに伝えているかについて、いただいた貴重なご意見については、その都度確実に事業者へ伝えているとお答えしております。

次に3点目の①、児童の移動手段と貸し切りについてということで、令和3年度から野洲小学校では水泳学習を始めましたということで、民間の大型バスを借りて送迎しているということでございます。

②の指導者についてですが、今年度は野洲小学校が4月19日からサンネスを利用しており、今年度は指導者ではなく学級担任による指導としています。

③他の小学校のサンネス利用ということで、野洲中学校も一部の学年で実施するというお答えをさせていただいております。

次に10ページ、新誠会、東郷議員でございます。大きく2つ、命を守る、育む教育方針を問うということと、命を守る地域医療を問うということでございます。

まず1点目の①、命に関する教育の現状についてですが、学校では週1時間行う道徳科の授業があります。その中で生命の尊さについて、発達段階に応じて各学年3時間程度学習していることと、防災や防犯教育の面では、自分の命は自分で守ることの大切さを指導しているということでございます。他にも生活科や保健体育科で命の誕生を、家庭科では保育などを学んでいるということです。

②の人材育成の現状と課題ということで、教育力の再生を図る核となるのがコミュニティスクールであると考えており、学校・保護者・地域の皆さんでどんな子どもを育てたいかをしっかり議論しながら、一緒に野洲市の子どもたちを育てていくというお答えをさせていただいております。今年度本市ではコミュニティスクール準備委員会を立ち上げ、家庭、地域の教育力の向上を目指しているということで、今後教育委員会としましては、家庭、地域の教育力の目指す人材の発掘と育成をコミュニティスクールを核として進めていくというお答えをさせていただきました。

2点目の①、病院整備場所のメリット・デメリットです。メリットについては次の3点があるとお答えしました。一方デメリットについては、次の2点を懸念しているということでございます。今後デメリットについては、地域医療政策課と協議を行い、しっかりと対策を講じたいと考えているということと、メリットについては体育館と病院が連携し、最大限実現に向けて取り組んでいきたいとお答えしました。

以上、報告とさせていただきます。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項①について、ご質問等はございませんか。南出委員。

【南出委員】 2ページに記載されているヤングケアラーについてですが、昨年度の回答ではあるんですが90%以上の子どもたちがヤングケアラーについて知らないという回答ということで、実際ヤングケアラーに当てはまる子が4名ということなんですが、もしかすると当事者も自分がヤングケアラーに該当する子が少なからずいるのではないかとということも見受けられます。なので、支援や早期発見はとても大切なことだとは思いますが、野洲市としての、ヤングケアラーはこういうものですよというのを児童や生徒にもう少し説明というか、そういう機会は考えておられるのでしょうか。

【瀬古委員】 井上次長。

【井上教育部次長】 ヤングケアラーの問題については、昔の子ならお手伝い程度のごく普通のことだったんですが、今はその線引きが難しくなっています。そして今は、学業や生活に支障が出るような手伝いをさせられている子どものことをヤングケアラーと言うんだということを、まず我々がきちっと認識をする必要があります。そして3日以上休んでいるお子さんには家庭訪問をして安否の確認もしながら、ヤングケアラーに該当しているかどうか確認をして福祉へつないでいくということが、今の時点でのスタンスです。

こういうことをヤングケアラーと言うんだということを小学校の高学年ぐらいから、少しずつ自分の生活を見つめるという意味で認識してもらおう機会を今後考えていかなければならないと考えています。

【瀬古委員】 よろしいですか。では他にございませんか。

今の南出委員の質問に加えて、ここに書いている月7日以上欠席した児童生徒について、ヤングケアラーである、あるいは疑いがあるということを学校で確認するとなっています。現時点のアンケートでは当てはまると答えた子が4人ですが、実態として教育委員会はヤングケアラーに該当する児童生徒が何人いると判断していますか。

【井上教育部次長】 3日連続で欠席した場合には必ず家庭訪問をして、ヤングケアラーと

しての実態があるかは学校が確認をするということです。その中でこの子とこの子は親御さんに何らかの事情があって家事等ができないことでヤングケアラーにあたっているなという事は、福祉の部局と連携して掴んでおります。確か4名と把握しております。

【田中教育部政策監】 家庭児童相談室のほうで教育委員会と連携して関わっているケースの中で、4世帯がヤングケアラーに該当していると把握しています。例えば、母子家庭で兄弟の世話を子どもさんがされているとか、親御さんの精神的な課題で子どもさんが買い物に行ったりしているなどがあります。その辺りは関係課、障がい者自立支援課も含めて家庭児童相談室、健康推進課などが連携して支援をしている状況はあります。

【瀬古委員】 そうすると、アンケートの4人と実態として教育委員会が把握している4世帯が一致するということですね。アンケートに答えている4人の家庭と同じだという理解でよろしいですか。

【井上教育部次長】 確か無記名でアンケートをしたということで、本当に一致しているかというのは分からないです。ただ、実態として漏れなく掴んでいるということについては確かではないかと思っています。

【瀬古委員】 分かりました。ではほかに報告事項①で何かよろしいですか。ないようですので次に移ります。

報告事項②、令和4年度第1回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。井狩課長お願いします。

【井狩生涯学習スポーツ課長】 生涯学習スポーツ課、井狩です。報告の前に一部追記をお願いします。14ページでございますが、委員の意見・感想の部分、真ん中の「地域学校協働活動は」から始まる文の「社会教育の中で整えてしっかりほしい」となっていますが、「しっかり進めてほしい」ということで、「進めて」を追記願います。

それでは、令和4年度第1回野洲市社会教育委員会議について報告をさせていただきます。日時は令和4年6月3日金曜日、場所は人権センターにおいて開催いたしました。出席委員は資料のとおりです。会議内容につきましては、生涯学習振興計画及び子どもの読書活動推進計画の令和3年度の進捗について、教育委員会各課の取り組みの経過を事前に委員へ資料郵送し、当日ご意見を伺うという形でさせていただいております。

この中で主な意見としましては、子どもの読書活動推進について、「学校図書館司書の配置により学校図書館の充実と良い読書環境を整えるためにも学校図書館司書の任用を求め」というご意見がございました。また、学校図書館は不登校の子どもたちが安心して過ごせる居場所にもなっています。このため、「学校図書館の在り方や価値観を見直す必要があるのではないか」というご意見もいただいております。また、生涯学習振興計画における人権教育につきましては、「今日では人権に関する研修を実施することが目的となってしまっており、このことについて、人権の課題を焦点化しその課題を学ぶことが大切である」というご意見も伺っております。

続いて、野洲市文化ホール3施設の集約化の検討について、所管する文化ホール館長から説明を行い、委員の意見を伺いました。委員からは「集約は必要と思う」という意見が多くございました。そのうえで、「市民が主体的に活動できる施設を見据えて市全体で方向性

を示していかなければならない」という意見がございました。

そして、これからの社会教育委員の在り方についてということで、社会教育委員会委員長より、かねてから形骸的な社会教育委員会について問題提起があり、教育委員会から出された案件について賛否を問われるだけの会議では無益である。委員は組織や団体のリーダーとして調査、研究と実践を踏まえて課題解決を目指して教育改革を推進していく必要があると投げかけがございました。これについて、次回以降の社会教育委員会議で議論していくこととされました。

簡単ではございますが、以上報告とさせていただきます。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項②について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項③、野洲市地域学校協働活動推進員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。菱沼参事。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】 令和 4 年度野洲市地域学校協働活動推進員、追加で委嘱した方の名簿でございます。篠原小学校は人選中となっておりますが小澤郁乃様を委嘱しこの任期の期間お願いすることになりました。また、中主小学校と中主中学校は活動がより活発化になり、学区単位に 1 人の担当としていましたが賄いきれない、負担が重いということでもう 1 名、川端様に委嘱させていただき、中主学区は 2 名での活動とさせていただきますので報告とさせていただきます。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項③について、ご質問等はございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項④、はつらつ野洲っ中学生広場「私の思い 2022」の結果について、事務局より説明をお願いします。菱沼参事。

【菱沼生涯学習スポーツ課参事】 はつらつ野洲っ中学生広場「私の思い 2022」について結果報告をさせていただきます。趣旨としましては、日頃考えていることや感じていることを中学生が広く市民に訴えかけることを通じて誇りや自覚を持ち、自主性を伸ばすとともに、中学生の思いを聞くことによって市民の中学生に対する理解と関心を深める契機として開催しました。会場はさざなみホールで、日時としましては、令和 4 年 7 月 2 日土曜日午前 10 時に開会いたしました。内容は記載のとおりです。

審査におきましては、新型コロナウイルス感染症対策を取り実施し、会長、教育長、学校教育課次長、参事が作文論旨の審査と発表の審査の両方で行いました。

次に結果発表です。野洲北中学校からは 3 年の寺岡詩乃さんの「私のウザくて大好きな家族」が優秀賞、中主中学校からは 2 年の佐々木菜緒さんの「命の重み」が優秀賞、野洲中学校からは 3 年の義本結子さんの「傍らに音楽を～吹奏楽を通して～」が優秀賞という結果でした。表彰について、優秀賞 3 名については賞状及び楯、記念品を贈呈し、入賞 6 名についても賞状と記念品を贈呈しました。

また、滋賀県主催の中学生広場、県広場につきましては、審査にて中主中学校 2 年佐々木菜緒さんが、第 25 回中学生広場「私の思い 2022」県広場への出場候補者として選ばれました。

参加者としましては、総数 155 名ということで、内訳は記載のとおりです。以上です。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項④について、ご質問等はありませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑤、令和 4 年度第 1 回図書館協議会の概要報告について、事務局より説明をお願いします。宇都宮館長。

【宇都宮野洲図書館長】 19 ページをご覧ください。令和 4 年度第 1 回図書館協議会の概要報告です。報告の前に資料の訂正が 2 箇所ございます。まず 19 ページの (1)、令和 3 年度の事業報告の二重丸の委員の主な意見というところですが、「外国籍の方にも」となっていますが「外国籍の方にも」に訂正をお願いします。それから 20 ページですが、(4) 令和 4 年度事業についてのところですが、「例えばこれかたの」となっていますが、「これからの」に変更をお願いします。申し訳ございません。

それでは簡単に概要報告をいたします。19 ページに戻ってください。まず令和 3 年度の事業報告をいたしました。これは 5 月の教育委員会定例会で報告したものと同一内容です。令和 4 年度の統計のうち、実利用者数の数値が間違っていたこともここで報告しています。委員の主な意見としましては、国の交付金で購入しました外国語の本についていくつかご意見をいただきました。「外国語の本の購入について、外国籍の方にも図書館は開いていく必要がある」や「日本の子どももいろんな国の言葉や文化に触れて親しむことが大事で、学校でも多文化共生の機会をたくさん持てるようにしている」というご意見をいただきました。それから、ブックスタートにつきましても「会場でできないのであればやり方を考えるなどをしていかなければならない」というご意見と、事業報告資料の作り方に関しまして、「概要編、資料編だけでなく 1 年間運営してみてどうだったか総評がほしい」というご意見をいただきました。

次に 2 番目の議事で、令和 3 年度図書館の評価について事務局から説明をしました。この時は実績と自己評価を説明しまして、次回の図書館協議会で外部評価をしていただくことになっています。

3 番目の議事としまして、令和 3 年度の来館者アンケートについてご説明しました。今年 2 月に実施しましたアンケート結果の報告です。その時は回収率が下がっておりまして、内容については図書館に対する評価が高く出ている項目もあるのですが、満足している人だけが回答してくれたのではないかという懸念があると報告しました。委員の主な意見としましては、「福祉事業所でもアンケートの回収率は以前に比べ落ちているということで、紙ではなくネットや SNS で実施したところは多く回答をもらっていて、今はペンをたよりに答えをもらうという時代ではなくなっているので工夫したほうがいい」という意見をいただきました。20 ページにいきまして、「守山の図書館との比較が出てきている」や「公も競い合える時代になってほしい。お客さん目線に立った使いやすさを競ってほしい」という意見をいただきました。

それから、(4) の令和 4 年度事業について、簡単にご報告しました。委員の主な意見としましては、としょかん BOX について、「学校現場としては朝の読書などで読んでいる子どももいる」というご意見でした。それから、中学校から 30 代までの図書館の利用が少ない

という報告をしましたが、「ツイッターやそういうものなしでやっていくのは難しいのではないか。今までやったことがないこともやっていく必要がある」ですとか、「小中学生はタブレットを持っているので、そこに図書館ホームページのショートカットを貼ってもらったり、図書館のお便りも印刷して配布するのではなく、そこにデータを送ればカラーで簡単に見られるのではないか」というご意見もいただきました。

その他の委員の意見ですが、学校図書館についての意見をいくつかいただきました。「学校図書館司書の配置について、野洲市子ども読書活動推進計画の第2次、第3次にも配置を推進しますと書かれているのに文言だけになってしまっている。予算が限られていて難しいということは聞いているが学校現場も配置を要望しているので、配置を考えてほしい」というご意見でした。それから、「学校図書館には資料費、学校司書の配置のための国の地方交付税措置がされている。滋賀県の子ども読書活動推進計画でも学校司書の配置率を指標に挙げており、県として学校司書を配置しましょうと計画に謳っている。少なくとも交付税措置がされているレベルの予算化をしてほしい」ということでした。以上です。

**【瀬古委員】** ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑤について、ご質問等はございませんか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑥、野洲市文化ホール3施設の集約化検討市民説明会等の結果概要について、事務局より説明をお願いします。中川館長をお願いします。

**【中川野洲市文化ホール館長】** 文化ホール、中川です。報告事項⑥、野洲市文化ホール3施設の集約化検討市民説明会等の結果概要についてでございます。現在進めています、文化3施設の集約化について6月に2回市民説明会を行いました。

まず1回目、6月12日の日曜日に野洲文化小劇場で午前10時から11時半の予定で開催しましたが、ご意見等たくさんございまして、時間を延長し正午に終了したということでございます。参加者は23名でした。

主な意見としましては、やはり利便性・集客面といったことや鑑賞型事業、賑わいのことなどから、野洲文化ホールの存続を望む声が多くありました。それと、あくまでも案という形で示させていただいてますが、さざなみホールへの集約ありきと捉えられていた方もあったようです。あと、会場を小劇場で行ったということで「駅前に関連しての構想であるとか市全体の構想といったものがないといけない」というご意見もございました。その回答として22ページに載せておりますが、「駅前の野洲文化ホールを残すということについては、バリアフリー化ができていないといったことも含めまして、市の文化活動の発展の場としては新たに何らかのホール機能が必要だと考えている」ですとか、「鑑賞型事業について、著名な方の公演については他市や他府県の施設を利用してもらって、市としてその利用に対して何らかの補助制度を設けられれば」という回答をしています。今後教育委員会だけでなく関係の所属と調整を進めていきたいと考えています。

続いて2回目、6月17日金曜日にさざなみホールで行いました。こちらも午後7時から8時半までの予定でしたが、たくさんご意見をいただきましたので時間を延長しまして午後9時15分頃に終了したということでございます。参加者は32名でした。

主な意見としましては、1回目と同様に利便性や集客面といったことから考えて、野洲文

化ホールの存続を望まれる声が多くございました。また 17 日の京都新聞に 12 日の市民説明会の結果が載っていきまして、さざなみホールに集約ありきという認識の方もおられたように強めの口調でのご意見もありました。そんな中で、さざなみホールへの集約を歓迎されるご意見もございました。

回答としましては、24 ページに載せております。1 回目と同じような回答にはなっていますが、一旦さざなみホールへ集約となっても、駅前に何らかのホール機能が必要であると教育委員会では考えているということが中心の回答になっています。あと、文化ホールがこのまま使い続けられるのではないかというご意見もございましたが、文化ホールの現状からしますと 40 年近く経過しているということや、特に設備が老朽化しているということや、舞台照明等はいづつ使えなくなってもおかしくないという状況であるといったことも併せて説明させていただきました。

そして、その他関係団体等からの主な意見としまして、社会教育委員会議の中でも説明させていただいて、そのような関係団体からの意見も載せさせていただいております。

25 ページ、今後の対応についてです。先ほどからお話させていただいておりますとおり、野洲文化ホールの存続、文化芸術の振興を望まれるご意見が多くありました。ただ、さざなみホールへの集約案に合理的な意見もありました。今後も幅広く、若い方のご意見もお聞きしながら集約について進めていく必要があると考えております。そういった中で集約についてのスケジュールも見直しながらさらに検討をしていきたいと考えています。以上です。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑥について、ご質問等はございませんか。南出委員。

【南出委員】 今回の説明会は、想定内だったのでしょうか。想定内だったら今まで出されているスケジュール通り進んでいくということがあると思いますが、想定外でもう一度見直しが必要となると、大幅に変わる必要があると思います。皆さんからのご意見を拝見していると、まだ前に進むのは難しいのではないかなと見受けられました。なので、今まで挙げられていたスケジュールは見直しをされるのか教えていただきたいと思います。

【瀬古委員】 中川館長。

【中川野洲市文化ホール館長】 まず、1 回目の小劇場で行ったときは駅前に残してほしいという意見も想定はしていましたが、2 回目はさざなみホールで地元ですので肯定的な意見もあるのではないかとってはいましたが、なかなか肯定的な意見を会場では言いにくいということもあったかもしれませんし、また賛成の方にはあまり来ていただけなかったのかなと感じています。ご意見をいただいたようにこのまま進めるのは難しいと考えていますので、やはりもう少し幅広いところからご意見をいただきながら検討を進めていくということですので、スケジュールも当然このまま進めることはできませんのでその辺りを整理してスケジュールを出していきたいと考えています。

【瀬古委員】 南出委員どうですか。

【南出委員】 ということは、また市民の方にご理解いただく機会を何度か作られるご予定なのでしょうか。

【瀬古委員】 中川館長。

【中川野洲市文化ホール館長】 市民説明会を改めてというところまでは考えていませんが、あくまで例ですが、青年会議所等を対象にご意見を聞くとか、若い世代が集まる機会があればそういうところで意見を聞く機会を設けられるかと考えています。場合によってはパブリックコメントも想定されるかと思っています。

【北脇教育部次長】 補足になりますが、今回市民説明会を 2 回開催させていただきました。この報告のとおり参加いただいた人数としては事務局が想定していたよりは少なかったということもございます。また、参加いただいた方の年齢について見ると、年配の方が多かったと感じています。ご意見のとおり施設を維持していこうと思うと、財源的な負担が将来増してきます。その中で今後野洲市を背負っていただく若い方の意見もお聞きした中で、総合的に判断していきたいと思っています。ただ、行財政改革の中の一つになっていますので、一定線を引くのであれば今年度中に方向性を出していきたいと思っております。

【瀬古委員】 馬野教育部長さんも 2 回の説明会に出席されたと思いますが、市民の方々の意見をどのように受け止められたのかお聞きしたいと思います。

【馬野教育部長】 私の実感としましては、想定以上に厳しいご意見をいただいたなと思っております。このままではさざなみホール 1 本化というのが難しいということで、教育委員会としましては、今年度南口構想の見直しということで今の方針では駅前から病院が外れるということで一部見直しが出ていますので、その中で何らかのホール機能を持っていただきたいと市長部局に意見を申ししていきたいと思っております。

【瀬古委員】 この 3 施設の集約化はなかなか難しい案件です。市民の方々の意見を踏まえて引き続き検討されると理解しておきたいと思っております。

それでは次に移ります。報告事項⑦、教育委員会所管事務の市長部局への移管について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。

【北脇教育部次長】 報告事項⑦、教育委員会所管事務の市長部局への移管についてご報告させていただきます。26 ページをお願いします。

事務の移管につきましては、6 月の定例会でご協議いただき、去る 7 月 6 日の総合教育会議で移管を進める方向で確認をいただきましたのでご報告をさせていただきます。

資料につきましては、総合教育会議の資料を基に作成しております。26 ページの移管の概要では、1 の趣旨の中に検討の経過を追記しています。また、27 ページの 7 のその他では、ふれあい教育相談センターのことばの教室事業について追記をしております。また、28 ページの別紙 1 では、法令と教育振興基本計画の抜粋を、そして、29 ページの別紙 2 では移管後の教育委員会の所管事務と市長部局へ移管する事務を明記しています。

この資料を基に、8 月の全員協議会で議会へ移管の方向性を報告させていただく予定をしております。以上です。

【瀬古委員】 ありがとうございます。この案件については先日の総合教育会議で市長さんを交えて議論させていただいたところです。ご意見等がありましたらお願いします。よろしいですか。ないようですので、次に移ります。

報告事項⑧、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。北脇次長をお願いします。



【北脇教育部次長】 報告事項⑧、職員の任免等についてご報告させていただきます。報告の前に一部修正をお願いします。新規採用者の上から4人目の氏名の変更をお願いします。

それでは、まず会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員4名の採用を報告するものでございます。採用の所属及び期日等につきましては記載のとおりでございます。また退職者につきましては、パートタイム職員2名の退職を報告するもので、所属及び期日等につきましては記載のとおりでございます。

次に、職員の許可・承認についてですが、正規職員の分限休職延長承認1名、分限休職承認1名、会計年度任用職員の兼業請求による営利企業等従事許可承認1名の計3名の承認を報告するものでございます。許可の期間等詳細につきましては記載のとおりでございます。

【瀬古委員】 ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました報告事項⑧について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。ないようですので、次に日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。

【吉川国スポ障スポ大会推進室主席参事】 国スポ障スポ大会推進室、吉川です。本日資料お配りさせていただきました。国スポ障スポ大会に係る常任委員会開催のご案内です。先週7月14日に日本スポーツ協会の理事会が開かれまして、この場で令和7年9月28日の日曜日から10月8日水曜日までの11日間と決定されました。

これを受けまして、8月7日に県のほうで、準備委員会から実行委員会へと改組に係る総会を開会される予定であります。野洲市も同様に手続きを行いたいと思っておりますのでご案内させていただきます。日時については9月20日火曜日、14時15分から15時頃までを予定しております。場所はさざなみホールで開催させていただきます。当日の資料については別途改めてご郵送させていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。お手数ですが別紙の出欠表に必要事項をご記入の上、8月12日までに事務局までご返送いただけましたら幸いです。以上です。

【瀬古委員】 ありがとうございます。これについて何かございますか。ではそのほかに何かございますか。ないようですので、次に日程協議に移ります。

まず、8月教育委員会定例会は、8月24日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

次に、9月教育委員会定例会についてお伺いします。9月教育委員会定例会は、9月21日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【瀬古委員】 ご異議なしということで、9月21日水曜日、午後1時30分より総合防災センター研修室で開催しますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これもちまして、本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。